

公 募

令和 7 年 4 月 10 日

分任契約担当官

埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志

下記の不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。

申込される方は、下記に従い別途交付する物件明細書及び現物熟覧のうえ、買受申込書により申込み下さい。

記

1 物件の概要

物件番号 1

品目：スバル フォレスタ

初年度登録年月：平成 20 年 11 月 13 日

走行距離：97,000 km 程度

車検期限：令和 7 年 11 月 9 日

所在地：埼玉県秩父市大野原 491-1

2 申込資格

(1) 契約金額を現金で納付できる者に限る。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条に該当しない者であること。

3 物件閲覧及び物件明細書を交付する場所及び日時

(1) 場 所 埼玉県秩父市大野原 491-1

埼玉森林管理事務所 総務グループ

(電話 0494-23-1260)

(2) 日 時 令和 7 年 4 月 10 日から令和 7 年 4 月 23 日まで(ただし、行政機関の休日を除く。)

午前 9 時から午後 4 時まで(ただし、正午から午後 1 時の間を除く。)

※物件閲覧を希望する者は、事前に閲覧日時を森林管理事務所担当者に電話連絡して下さい。

4 申込期限及び申込先(問合せ先)

- (1) 申込期限 令和7年4月24日 午前10時00分
- (2) 申込先 埼玉森林管理事務所 総務グループ

5 申込方法

- (1) 「買受申込書」により申込むこと。(電話番号を必ず記入し、裏面に契約条件調書を印刷すること。)
- (2) 提出された「買受申込書」について、無効の取扱いとなる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例による。
- (3) 郵便による「買受申込書」の提出を認める。ただし、郵便よる場合は、簡易書留または配達記録郵便により申込期限日前日の午後4時までに到着したものに限る。

なお、この場合、封筒に「不用物品購入希望者名」及び「公募する物件名」並びに「締切日」を明記すること。

6 買受人の決定

- (1) 買受申込書に記載された金額が、予定価格以上かつ最高金額の者を買受人とする。
同額の最高金額を提示した者が2者以上あるときの取扱いは、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」による。
- (2) 買受人決定の通知は、上記(1)により決定した者のみに対して、開札後、直ちに電話等で行う。

7 買受申込書の無効

提出された買受申込書が無効となる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」に記載のとおりである。

8 引取期限及び買受後の条件等

- (1) 引取期間 契約金納入を確認した日から15日以内(行政機関の休日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時の時間を除く。)
※引取日を事前に連絡し、森林管理事務所担当者の了解を得てください。
※引取に係る一切の費用は買受人の負担とします。
- (2) 引渡し場所 埼玉県秩父市大野原 491-1 埼玉森林管理事務所
- (3) 引渡し後、10日以内(行政機関の休日を除く)に名義変更等及び変更した旨の記載された書類(自動車車検証等)を埼玉森林管理事務所長へ提出してください。名義変更等の係る一切の費用は買受人の負担とします。

- (4) 買受けにあたっては物件資料等熟覧のうえ申し込んで下さい。引渡し後の返品は認めません。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしません。
- (6) 車体に森林管理事務所名、国有林ロゴ等の表示がある場合は、引渡し後、速やかに契約者の責任により消去し、消去後の写真を埼玉森林管理事務所長に提出すること。
- (7) 名義変更前の車両の移動は、運搬車とし自走はしないでください。

9 その他

- (1) 買受申込前に「10 配付資料」(7)の暴力団排除に関する誓約事項を確認してください。
なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (2) 通貨は、日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (4) 契約書の作成は省略する。
- (5) 本公募に係る一切の費用は応募者の負担とする。

10 配付資料

- (1) 物件明細書
- (2) 買受申込書
- (3) 物件写真
- (4) 車検証(写)・自動車損害賠償責任保険証明書(写)・リサイクル券(写)
- (5) 引渡し注意書兼物品受領書
- (6) 関東森林管理局署等随意契約見積心得
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。